

さいたま市地下鉄7号線延伸認可申請事業化実現期成会 会員加入のお願い

各位

さいたま市地下鉄7号線延伸認可申請事業化実現期成会は、地下鉄7号線延伸の事業化を図る市の応援団として自治会、経済界、沿線大学、スポーツ等の分野の市民、企業・団体に構成される「オールさいたま市」の団体として設立いたしました。

当期成会では、地下鉄7号線延伸事業化に賛同する方を会員として募集しています。皆様には、ご加入をいただきますようお願い申し上げます。

■会員の種別と会費

会員の種類		年会費	会員の資格
会 員	①個人	1口以上 1口 1,000円	期成会趣旨に賛同する方
	②企業・団体	1口以上 1口 10,000円	期成会趣旨に賛同する企業・団体（法人格の有無を問わない）
賛助会員	③個人会員の家族	無料	期成会趣旨に賛同する方
	④企業・団体会員の従業者	無料	期成会趣旨に賛同する方

■申込方法・会費支払方法 いずれかの方法でお申し込みください

- ①裏面の入会申込書に所定の事項をご記入のうえ、会費を添えてお申し込み下さい。
- ②裏面の入会申込書に所定の事項をご記入のうえ、FAXを事務局へお送り下さい。

会費につきましては、下記の口座にお振込みくださるようお願いいたします。

- ・埼玉りそな銀行浦和中央支店 普通預金 口座番号 5458946
- ・武蔵野銀行本店営業部 普通預金 口座番号 1139658
- ・埼玉縣信用金庫浦和支店 普通預金 口座番号 2198102

口座名義人 さいたま市地下鉄7号線延伸認可申請事業化実現期成会
会長 佐伯 鋼兵

■申込場所

さいたま商工会議所の次の窓口で会員加入の取次ぎをしております。

- | | | |
|--|--|---|
| ○総務本部
さいたま市浦和区高砂3-17-15
商工会議所会館3F
TEL 048-838-7700(代)
FAX 048-838-7710 | ○業務本部
さいたま市大宮区桜木町1-7-5
ソニックシティビル8F
TEL 048-641-0084
FAX 048-643-2720 | ○浦和支所
さいたま市浦和区高砂3-17-15
商工会議所会館3F
TEL 048-838-7700
FAX 048-838-7710 |
| ○大宮支所
さいたま市大宮区桜木町1-7-5
ソニックシティビル8F
TEL 048-646-4141
FAX 048-643-2720 | ○与野支所
さいたま市中央区下落合5-4-3
さいたま市産業文化センター5F
TEL 048-855-8011
FAX 048-853-2821 | ○岩槻支所
さいたま市岩槻区本町5-6-44
岩槻商工会館1F
TEL 048-756-1445
FAX 048-756-2649 |

【お問合せ先】

さいたま市地下鉄7号線延伸認可申請事業化実現期成会 事務局

〒330-9626 さいたま市大宮区桜木町1-7-5

さいたま商工会議所 まちづくり支援課 TEL:048-641-0084 FAX:048-643-2720

※電話番号は商工会議所と同じなので、お問合せの際は期成会事務局とお申し付け下さい。

さいたま市地下鉄7号線延伸認可申請事業化実現期成会
入会および会費納入申込書

<input type="checkbox"/> ①個人	<input type="checkbox"/> ②企業・団体
------------------------------	---------------------------------

申込年月日 (フリガナ)	令和 年 月 日		No.
事業所名等 氏 名		電 話	()
住 所	〒 —		
e-メールアドレス			
会 費	申込口数	□	円
自治会・ 所属団体名等			

<input type="checkbox"/> ③個人会員の家族	<input type="checkbox"/> ④企業・団体会員の従業者
-----------------------------------	---------------------------------------

1 (フリガナ)		4 (フリガナ)	
氏 名		氏 名	
2 (フリガナ)		5 (フリガナ)	
氏 名		氏 名	
3 (フリガナ)		6 (フリガナ)	
氏 名		氏 名	

※記入欄が足りない場合は、お手数ですが別紙を作成いただき添付してください。

□個人情報取り扱いについて

本期成会に加入いただくことにより知り得た個人情報に関しては、本期成会と機密保持契約を結んだ行政機関・協力団体・企業以外に個人情報を開示することはありません。ただし、次に掲げる場合において個人情報を開示することがあります。(1) 法令により開示を求められた場合 (2) 調査・分析等の収集した個人を特定できない統計情報を開示する場合 (3) 災害、事故等の緊急の場合で本期成会が開示を必要と認めた場合。